

始良市農業委員会総会議事録（令和3年2月）

1. 開催日時 令和3年2月26日（金） 午後1時30分～午後3時30分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飢 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（5人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 1 番推進委員、2 番推進委員、4 番推進委員、
5 番推進委員、6 番推進委員、10 番推進委員、
11 番推進委員、

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

- | | | | |
|-----|-----|------|------------------------------|
| 8. | 議案第 | 6 号 | 農地の利用目的変更願について |
| 9. | 議案第 | 7 号 | 非農地証明願について |
| 10. | 議案第 | 8 号 | 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）について |
| 11. | 議案第 | 9 号 | 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について |
| 12. | 議案第 | 10 号 | 農地あっせん申出（借受 希望）について |
| 13. | 議案第 | 11 号 | 農地の利用状況調査に係る非農地決定について |
| 14. | 議案第 | 12 号 | 農地法第3条に係る下限面積の設定について |
| 15. | | | 農地あっせんの経過報告 |
| 16. | | | 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告 |
| 17. | | | その他 |

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査

	始良市農業委員会総会議事録（令和３年２月） （大会議室に農業委員全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和２年度第１１回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、６番農業委員、７番農業委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	ます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 2 5 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 2 月 2 8 日、契約の始期は 3 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1 年間で 1 件、3 年間で 6 件、5 年間で 1 3 件、1 0 年間で 5 件で、合計 2 5 件となっております。面積につきましては、合計 5 3, 2 9 2 m²となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 6 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 2 5 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質問、意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 2 5 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 2 5 番までについては、原案のとおり決定いたしました。
--	--

議案第2号	
議 長	それでは、日程第4 議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。 総会資料は、7ページを開いてください。今月の件数につきましては、1件でございます。 それでは、1番について、ご説明します。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 千葉県船橋市在住の〇〇による所有権移転です。申請地の所在は、中津野字蓮木川原〇〇番〇 田、1筆の面積が390㎡です。対価につきましては、総額195,000円で、10aあたりに換算しますと、500,000円で決定いたしました。 以上で、1番についての説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、12番推進委員にあっせん経過報告をお願いします。
委 員	はい。12番推進委員が、農地あっせんの報告をいたします。 中津野字蓮木川原〇〇番〇 田、1筆の面積が390㎡について、2月16日午前10時より、蒲生総合支所本館2階2の3会議室において、譲渡希望者〇〇さんの代理人〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと、9番農業委員、11番推進委員及び事務局職員の立会いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、総額195,000円、10a当りにすると500,000円で、無事成立しました。なお、今後の手続きとしましては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定となっています。 以上、農地のあっせん報告を終わります。
議 長	それでは、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の

	意見決定について、1 番については原案のとおり決定いたしました。
	議案第 3 号
議 長	次に、日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 3 号 農地法 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、8 ページでございます。今月の申請件数は、1 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1 番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字堤田〇〇番〇 田、1 筆の面積が 9 4 1 m²となります。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、8 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8 番推進委員です。調査報告をいたします。 令和 3 年 2 月 1 6 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現地は、昨年まで耕作されており問題ありません。農業機械等は、軽トラック 2 台、管理機 1 台、散布機 1 台で、トラクターとコンバインについては、リースするとのことでした。労働力は、息子 2 人ということでした。 よって、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1 番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番について質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番については、農地法第 3 条 第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手

委員	をお願いします。
議長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、原案のとおり決定いたしました。
議長	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から3番について、説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は9ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、下名在住の〇〇。土地の所在は、上名字白木田〇〇番〇 田、字白木田〇〇番〇 田、字宮尾〇〇番〇 田、字宮ノ脇〇〇番〇 田、4筆の合計面積が4, 266㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、山間部で鳥獣被害が甚大なため、山林にしたいとのごことでございます。資金につきましては、自己資金で対応し、改良区等も、区域外のため、不要となっております。また、始末書と被害防除計画書が添付されております。こちらは、議案第8号の1番と関連があります。また、面積が30aを超えるため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件であります。 以上で、1番の説明を、終わります。
議長	ただいまの説明の1番に関連して、15番農業委員に、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。15番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地であるが、除外後は、第2種農地となり、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、黒瀬公民館から、北に約650mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が市道と農道、西が河川と原野、南が山林と水路、北が山林と転用地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、

議 長	確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。
事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 申請人は、上名在住の〇〇。土地の所在は、上名字白木田〇〇番〇 田、字白木田〇〇番〇 田、2筆の合計面積が1, 191です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、山間の棚田で耕作不便であり、イノシシによる被害もあるため、山林としたいとのことでございます。資金につきましては、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらは、議案第8号の1番と関連があります。 以上で、2番の説明を、終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、15番農業委員に、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。15番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地であるが、除外後は、第2種農地となり、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、黒瀬公民館から、北に約750mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が山林、西が農道、南が転用地、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。
議 長	次の3番について、事務局の説明を求めます
事務局	申請人は、上名在住の〇〇。土地の所在は、上名字比良〇〇番 田、1筆の面積が2, 664㎡です。農地区分は農用地地区域内農地であります。転用目的は牛舎 1棟 800.00㎡で、理由といたしましては、現在の牛舎を拡張したいとのことでございます。資金につきましては、融資で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらは、議案第8号の2番と関連が

議 長	あります。また、膿瘍地区域内農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件であります。 以上で、3番の説明を、終わります。 ただいまの説明の3番に関連して、11番農業委員に、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。11番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地であるが、用途区分変更後は、農用地利用計画指定用途に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、上名橋から南東に約200mの位置です。被害防除といたしまして、現況が、東が市道、西が水路、南が田、北が農道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項としましては、周囲農地に影響がでないように調整を行うこととなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。 なお、1番と3番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
_____ 議案第5号 _____	

議 長	次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から18番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、10ページから14ページでございます。今月の申請件数につきましては、18件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 指宿市在住の〇〇他1名です。土地の所在が、平松字前田〇〇番〇 田、1筆の面積が502㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、資材置場として最適であるためとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等も、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。9番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良インターから東に約20mの位置にございます。被害防除現況として、東が水路、西が農道、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人は、兵庫県川西市在住の〇〇です。土地の所在は、蒲生町下久徳字前田〇〇番 畑、1筆の面積が479㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 67.90㎡で、理由としましては、叔父より贈与を受け自己住宅を建築し、親子で居住するとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されて

議 長	おります。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。7番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、大和葬儀社蒲生斎場から、北西に約150mの位置です。被害防除現況としまして、東が里道、西が畑、南が畑と市道、北が畑です。申請実現の確実性ですけれども、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございませぬ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 大阪府茨木市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町日木山字龍口〇〇番〇 畑、1筆の面積が912㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は店舗兼住宅 1棟 55.64㎡で、理由のほうは、申請地に店舗兼住宅を建築し、今後の生活基盤としたいということとでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、日木山団地公民館から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が田、南が里道、北が鉄道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇。譲渡人 加治木町小山田在住の〇〇です。土地の所在が、木田字船木〇〇番〇 田、字船木〇〇番〇 田、2筆の合計面積が1, 450㎡です。都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は貸資材置場で、理由としましては、場所が便利のため、貸資材置場として利用したいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もされております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。8番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中学校から、北西に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が転用許可地、南が田、北が市道と里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在は、西餅田字羽迫前〇〇番〇 田、字羽迫前〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が1, 880㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成（7区画）として利用したいということでございます。こちらのほうは、自己資金で対応し、水利組合からの意見書があります。また、始末書と被害防除計画書の添付もされております。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇（72.20㎡）と一体利用となっており、全事業面積が、1, 952.20㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、上場公民館から、南西に約70mの位置にあります。被害防除ですが、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 協元在住の〇〇。譲渡人 同じく協元在住の〇〇です。土地の所在が、協元字町〇〇番 畑、1筆の面積が155㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は庭で、理由としましては、申請地は袋地で、宅地に隣接し一段低いため、庭として利用するということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。9番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、白金酒造から、南東に約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 協元の〇〇法人 理事長 〇〇。譲渡人 兵庫県尼崎市在住の〇〇他1名です。土地の所在が、池島町〇〇番〇 畑、1筆の面積が466㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、保護者及び来客用駐車場（普通車12台）として利用するためとのことでございます。

議 長	こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。9番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、啓明幼稚園隣接地です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、船津字鳥越〇〇番〇 田、1筆の面積が445㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は建売住宅 1棟 45.75㎡で、理由としましては、住宅需要の条件がそろっているため、建売住宅（1棟）を建築するということでございます。資金のほうは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため、不要となっております。また、顛末書と被害防除計画書が添付されてございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番農業委員が、報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、始良市水道事業部から、北に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が田、西が畑、南が田、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。

議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 蒲生町白男在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町白男字向城〇〇番〇 畑、1筆の面積が298㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 94.83㎡で、理由のほうにつきましては、現在借家で手狭なため、今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書が添付されてございます。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇番〇の一部(126.00㎡)と一体利用で、全事業面積が424.00㎡となっております。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、蒲生公民館から、南西に約70mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が原野、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県厚木市在住の〇〇です。土地の所在は、西餅田字羽迫〇〇番〇 畑、1筆の面積が349㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、宅地造成(1区画)の計画に至ったとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付がされてございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説

	明をお願いします。
議 長	委員 はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、上場公民館から、東に約100mの位置です。被害防除現況ですが、東が畑、西が市道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	事務局長 次の、11番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、11番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇他1名です。土地の所在は、大山字乱橋〇〇番 田、字乱橋〇〇番 田、字乱橋〇〇番 畑、字乱橋〇〇番 田、4筆の合計面積が1,569㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由につきましては、事業拡大を目的に、太陽光発電施設を設置するためとのございます。こちらは、自己融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	委員 ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい。11番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、大山団地から、東に約20mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が宅地と田、南が宅地と水路、北が山林です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	事務局長 次の、12番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 船津の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町上久徳字梅ケ丸〇〇番〇 田、

議 長	1筆の面積が912㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業があり、農地の広がりがあるが10ha以上の区域内農地であり、農地区分は、第1種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、長年未耕作地で鳥獣被害の軽減に寄与できるため、資材置場として利用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。なお、こちらは第一種農地でありますので、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件であります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。13番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地であるが、除外後は第1種農地となり、集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、川東地区いきいき交流センターから、北東に約550mの位置です。被害防除現況ですが、東が農道、西が山林、南が山林と水路、北が鶏舎です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 寺師在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字上牟田〇〇番 田、1筆の面積が16㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、隣地を駐車場にするにあたり、農地の所有権を譲り受けて駐車場として一体として利用するためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、隣接転用許可地〇〇番〇（403㎡）と一体利用となっております、全事業面積が419㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。7番農業委員です。調査報告いたします。

議 長	農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、洋服の青山から、南に約20mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が転用許可地、南が田、北が転用許可地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
事務局	次の、14番について事務局の説明を求めます。 それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇。譲渡人 加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在が、加治木町日木山字龍口〇〇番 田、字龍口〇〇番 田、2筆の合計面積が843㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、宅地造成（2区画）し、住宅建築予定者に販売するためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、水利組合からの意見書がございます。また、被害防除計画書の添付もあります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい。3番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、精矛神社から、南西に約250mの位置です。被害防除現況は、東が里道、西が河川、南が宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 借人 鹿児島市在住の〇〇。貸人 東餅田在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字東米増〇〇番〇 田、字東米増〇〇番〇 田、2筆の合計面積が1,006㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、申請地は今後見込まれる工事の資材管理等に便利であるためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。ま

議 長	た、被害防除計画書の添付もあります。なお、こちらにつきましては、議案第5号の16番と一体利用で、全事業面積が1, 104㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から、南に約10mの位置です。被害防除現況は、東が転用地、西が宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、16番について事務局の説明を求めます。 それでは、16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 西始良在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字上古川〇〇番〇 田、1筆の98㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、申請地は今後見込まれる工事の資材管理等に便利であるためということでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。なお、こちらにつきましては、議案第5号の15番と一体利用で、全事業面積が1, 104㎡となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。7番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から、南に約10mの位置です。被害防除現況は、東が水路、西が転用地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。

議 長 事務局	次の、１７番について事務局の説明を求めます。 それでは、１７番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 永池町在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇。土地の所在が、増田字下龍毛〇〇番〇 畑、１筆の面積が４０８㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり１０ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 １棟 ９９．３７㎡で、理由につきましては、現在借家住まいであり、自宅を建築し永住するということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、９番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。９番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、船津公園から、北に約２５０ｍの位置です。被害防除現況は、東が県道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長 事務局	次の、１８番について事務局の説明を求めます。 それでは、１８番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 愛知県瀬戸市在住の〇〇他１名です。土地の所在が、平松字切通〇〇番 田、字切通〇〇番 田、２筆の合計面積が１，７９０㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、資材置場及び作業所が不足しているため、申請地を資材置場用地として利用する計画のためということでございます。こちらは、自己資金と融資で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付もあります。なお、こちらにつきましては、隣接雑種地〇〇番〇の一部（３１㎡）と一体利用で、全事業面積が１，８２１㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、９番推進委員に調査の結果並びに補足説

	明をお願いします。
委 員	はい。9番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、セブンイレブン始良インター店から、南西に約10mの位置です。被害防除現況は、東が田、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明及び融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、排水路を確保することとなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長	ここで、しばらく休憩いたします。 (休 憩)
議 長	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から18番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から18番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、12番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	————— 議案第6号 —————
議 長	次に、日程第8 議案第6号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。

	1 番から 3 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 6 号、農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は 15 ページでございます。今月の申請件数につきましては 3 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。申請人は鍋倉在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、鍋倉字宮ノ脇〇〇番〇 田、1 筆の面積が 248 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには 10 ha 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、水がこないため、畑（野菜）にしたいとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、8 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8 番農業委員です。調査報告いたします。 申請地の位置ですが、あいら斎場から、南西へ約 200 m の位置です。周囲の現況ですが、東が宅地、西が山林、南が田、北が宅地です。申請実現の可能性は、水利の便が悪いため、畑にするもので、確実であります。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。申請人は鍋倉在住の〇〇、所有者も同じく鍋倉在住の〇〇です。土地の所在は、鍋倉字宮ノ脇〇〇番 田、1, 783 m²のうち 60 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには 10 ha 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして通路で、理由としましては、湿田のため埋め立てて通路にしたいとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 2 番に関連して、8 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。8 番農業委員です。調査報告いたします。 申請地の位置ですが、あいら斎場から、南西へ約 150 m の位置です。

議 長	周囲の現況ですが、東が田、西が水路、南が市道、北が山林です。申請実現の可能性は、湿田部分を埋め立て通路として利用するので、確実であります。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、寺師字松葉〇〇番〇 田、1筆の面積が9 3 7 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり1 0 h a 未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、用水の確保が難しいためとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。9番農業委員です。調査報告いたします。 申請地の位置ですが、寺師公民館から、北東へ約3 0 0 mの位置です。周囲の現況ですが、東が里道と畑、西が宅地、南が雑種地と畑、北が里道です。申請実現の可能性は、用水の確保が難しいため、確実であります。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。
委 員	議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての、1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 7 号	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号、非農地証明願についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 7 号 非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は 16 ページでございます。今月の申請件数につきましては 1 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は、西餅田字雨乞〇〇番〇 田、字雨乞〇〇番〇 田、2 筆の合計面積が 559㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第 3 種農地と判断されます。現況は宅地で、昭和 55 年 4 月に父が建てた建物と土地を相続し、現在居住しているとのことです。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、クオラから、北に約 70m の位置にございます。現況といたしまして、申請のとおり建物が建っており、昭和 55 年に建設され、以後居住しているということです。周囲の現況が、東が畑、西が市道、南が畑、北が宅地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となって、すでに約 40 年経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項につきましては、ございません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	これより、議案第 7 号、非農地証明願についての 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 7 号、非農地証明願についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]

議 長	賛成多数により、議案第7号、非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	————— 議案第8号 —————
議 長	次に、日程第10 議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）について、ご説明いたします。総会資料は17ページでございます。今月の申請件数につきましては、除外1件、用途区分変更1件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、下名在住〇〇、変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、上名字白木田〇〇番〇 田、字白木田〇〇番〇 田、字宮ノ脇〇〇番〇 田、字白木田 田、4筆の合計面積が3, 183㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は山林であります。補助事業につきましては、該当なしです。理由としましては、申請地は山間部で鳥獣被害が甚大であり、被害を防止するために山林にしたいということでございます。こちらは、議案第4号の1番及び2番に関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件については、議案第4号の1番と2番で、15番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、上名在住の〇〇、変更区分は用途区分変更です。土地の所在は、上名字比良〇〇番 田、1筆の面積が2, 664㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は農業用施設用地であります。補助事業につきましては、昭和49年団体営ほ場整備事業（上名地区）であります。理由としましては、現在の牛舎を拡張したいということでございます。こちらは、議案第4号の3番に関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件については、議案第4号の3番で、11番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のあ

議 長	る委員は挙手をお願いします。 委 員 [挙 手] 17番農業委員。
議 長	委 員 はい。17番農業委員です。 除外や用途区分変更については、始良市農業振興地域整備促進協議会で決定されます。その審議会は、確か2月と8月に開催されます。2月の審議会は終了していますので、今回承認されても8月まで待つことになるんですか。確認です。
議 長	事務局 結果的には、そういうことになります。同時申請され、農業委員会は意見書を付けることになります。 17番農業委員。よろしいですか。
議 長	委 員 わかりました。
議 長	ほかに何かありませんか。
議 長	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（除外、用途区分変更）1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	————— 議案第9号 ————— 次に、日程第11 議案第9号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)についてを議題に供します。 1番から3番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第9号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、18ページです。今月の申請につ

	きましては、売渡2件、貸付1件となっております。参考資料につきましては、102ページから104ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は加治木町反土在住の〇〇、土地の所在が、加治木町日本山字朝日原〇〇番〇 畑、1筆の面積が3,977㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、1番の説明を終わります。 それでは、2番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は霧島市隼人町在住の〇〇、土地の所在が、加治木町小山田字中原〇〇番〇 畑、1筆の面積が1,972㎡です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、2番の説明を終わります。 それでは、3番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は岐阜県大垣市在住の〇〇、土地の所在が、加治木町木田字鈴玉〇〇番〇 田、1筆の面積が455㎡です。希望貸付期間は、5年間で、希望小作料は、農業委員会に一任ということです。 以上で、3番の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第9号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第9号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)の1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)の1番から3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案9号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委 員 「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。

議 長 委 員	議案第 9 号、農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)についての、 1 番については、2 番農業委員、1 2 番農業委員、 2 番推進委員に、 2 番については、2 番農業委員、1 6 番農業委員、 4 番推進委員に、 3 番については、3 番推進委員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。 「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議 長	————— 議案第 1 0 号 —————
議 長	次に、日程第 1 2、議案第 1 0 号、農地あっせん申出（借受 希望） についてを議題に供します。 1 番から 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 0 号、農地あっせん申出（借受 希望）について、 ご説明いたします。総会資料は 1 9 ページでございます。今月の申請に つきましては、借受 2 件となっております。参考資料につきましては、 1 0 5 ページから 1 0 8 ページになりますので、審議の参考としてくだ さい。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては借受です。申請人は加治木町本町在住の〇〇。希 望地目が、田で、希望面積が 1, 0 0 0 m²です。希望借受地区は、大山 地区です。希望借受期間は 5 年です。申請人は、大山地区に自己所有の 田を 9 a ほど耕作されています。 以上で、1 番の説明を終わります。 それでは、2 番を説明いたします。 内容につきましては借受です。申請人は鹿児島市の有限会社〇〇 代 表取締役 〇〇。希望地目が、田と畑で、希望面積が田は 3, 0 0 0 m²、 畑が 2, 0 0 0 m²です。希望借受地区は、始良市内全域です。希望借受 期間は 5 年です。申請者の有限会社〇〇は、農業機械等は今後購入予定 で、担当社員が始良市内で、個人で農機具等を所有して、1 0 アールほ ど耕作されており、農業経験も問題ありません。あっせんしていただ けたら、水稻と大豆を耕作予定で、販路はあるとのこと。 以上で、2 番の説明を終わります。

議 長	事務局の説明が終わりました。議案第１０号、農地あっせん申出（借受 希望）の１番から２番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第１０号、農地あっせん申出（借受 希望）の１番から２番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１０号、農地あっせん申出（借受 希望）の１番から２番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認されました議案第１０号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第１０号、農地あっせん申出（借受 希望）についての、１番については、１９番農業委員に、 ２番については、農業委員・推進委員全員に、 それぞれ、お願いしたいと思います。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当となられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議案第１１号	
議 長	次に、日程第１３ 議案第１１号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第１１号 農地の利用状況調査に係る非農地決定につ

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	いてご説明いたします。資料は総会資料の２０ページをご覧ください。 本案件につきましては、農地法第３０条第１項に基づいて、昨年７月から８月に実施した農地利用状況調査の結果、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合や、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して、利用することが出来ないと見込まれる場合の農地と判断され、法第２条第１項に定義される農地に値しない農地として、「Ｂ分類」と判定された農地について、農業委員会で令和２年１２月７日から１２月２１日の期間で、集計表に記載されている「面積２３３，３５８㎡、筆数２２７筆の農地」を非農地決定しようとするものです。総会資料の２０ページをご覧ください。地区ごとに、田畑の総体と農用地区域の面積と筆数を一覧にございます。各地区の内訳につきましては、まず始良地区が面積８５，８８６㎡の９７筆、うち農用地区域は面積３３，３５４㎡の１９筆です。次に加治木地区は面積３１，８５８㎡の３４筆、うち農用地区域は面積７，４８５㎡の１１筆です。最後に蒲生地区は１１５，６１４㎡の９６筆、うち農用地区域は面積１０，６８０㎡の１０筆です。なお、各筆の所在地や面積、登記名義人に係る情報、調査時の状況等につきましては、総会資料の２１ページから２９ページの非農地リストでご確認いただけますが、２２６番が３番農業委員、２２７番が１４番農業委員に関する案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。以上で、説明を終わります。ご審議の方、よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。議案第１１号についての１番から２２５番まで、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。 議案第１１号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての、１番から２２５番まで、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第１１号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての、１番から２２５番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第１１号の２２６番と２２７番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で審議し、採決いたします。
--	--

		２２６番の関係者、３番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	（３番農業委員退席）
議 長		それでは、２２６番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１１号の２２６番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１１号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての、２２６番については、原案のとおり決定いたしました。 ３番農業委員は着席してください。
	委 員	（３番委員着席）
議 長		次に、２２７番の関係者、１４番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	（１４番農業委員退席）
議 長		それでは、２２７番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第１１号の２２７番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第１１号、農地の利用状況調査に係る非農地決定についての、２２７番については、原案のとおり決定いたしました。 １４番農業委員は着席してください。
	委 員	（１４番委員着席）
————— 議案第１２号 —————		

議 長	次に、日程第１４ 議案第１２号、農地法第３条に係る下限面積の設定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第１２号 農地法第３条に係る下限面積の設定につきまして、ご説明申し上げます。総会資料は最後の３０ページです。 この案件につきましては、平成２１年１２月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部について、これらの面積の範囲内で、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第３条第２項第５号の下限面積として、設定できることとなったことと、農林水産省の通達、「農業委員会の適正な事務処理について」は、平成２２年１２月２２日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について、検討することとなっております。このことに基づき、下限面積の設定を検討した結果、農林水産省令で定める農地法施行規則第１７条第１項「別段の面積の基準」を満たしていることから、令和３年度の下限面積につきましても、現行どおり２０アールに設定したいと考えます。参考資料の最後の方の１０９ページをご覧ください。現行どおりとした根拠としましては、本市における今年度の農地の利用状況調査の結果、２０アール未満の農地耕作者は、全農地耕作者８，１６１名のうち５，６６３名で、全体の６９％を占めており、基準の４０％を超えていることと、農地法施行規則第１７条第１項「別段の面積の基準」を満たしていること、あと、参考までに下の方に基準の要約を記載してございますので、ご確認ください。また、県内の農地下限面積の一覧表がございましたが、隣接市の鹿児島市、薩摩川内市、霧島市も２０アールに設定しております。以上のことを、根拠としております。 以上で、議案第１２号の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第１２号、農地法第３条に係る下限面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１２号、農地法第３条に係る下限面積の設定については、原案のとおり決定いたしました。

————— 農地あっせんの経過報告 —————	
議 長	次に日程第 15、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料の 1 ページをご覧ください。6 番の〇〇の売渡ですが、令和 3 年 4 月にあっせん会議を開催予定です。10 番の〇〇の売渡ですが、申出のありました 9 筆のうち 1 筆、中津野字蓮木川原〇〇番〇 田、390 m²については、今月の総会で売買が成立しております。2 ページをご覧ください。14 番の〇〇の買受ですが、来月にあっせん会議を開催予定です。16 番の〇〇の貸付ですが、来月の総会で利用権設定の予定です。3 ページをご覧ください。23 番の〇〇の借受ですが、農地中間管理事業で、4,964 m²を設定予定で、現在の利用権設定総計が、32,047 m²となっております。まだ、借受希望面積までありますので、継続となります。 以上で報告を終わります。
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	[挙 手]
議 長	8 番推進委員。
委 員	はい。8 番推進委員です。 6 ページの 64 番の〇〇さんですが、貸付のあっせんを出していましたが、耕作者が見つかりましたので、解決しております。
議 長	ほかに何かありませんか。
委 員	[挙 手]
議 長	5 番農業委員。
委 員	はい。5 番農業委員です。 4 ページの 43 番〇〇さんですが、借受の申し出は、取り下げられましたので、報告いたします。
議 長	事務局。よろしいですか。
事務局	はい。よろしいです。
議 長	ほかに何かありませんか。

委員	[質問・意見なし]
議長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
	————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議長	次に日程第１６、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。２月は１４件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約２月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質問・意見なし」
議長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
	————— その他 —————
議長	それでは日程第１７、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委員	[挙 手]
議長	１７番農業委員。
委員	はい。１７番農業委員です。 農業委員会活動普及・啓発グループからです。県農業会議から、全国農業新聞への記事提供依頼がありました。掲載は、４月号になります。今月の会務報告の中に、２月２２日に人・農地プラン検討会が開催されております。この会には、農業委員、推進委員も参加されているようです。人・農地プランについては、委員の皆さんも１年間苦勞されたところですが、どのような意見等があったか気になっております。是非、私どもに、どのような会議であったか教えてくださいませんか。記事掲載したいと考えております。

議 長	事務局	事務局。いかがですか。
		24地区のプランの資料を委員には、事前に配布してあったようです。特に意見等はなかったようです。記事は難しいかと思います。記事にされますか。人・農地プランの運用については、委員の手腕となります。来年度以降も、委員の皆様のご協力をお願いします。
議 長	委 員	17番農業委員。よろしいですか。
		わかりました。3月に記事掲載について、グループで協議する予定です。記事提供について、何かありましたらよろしくお願いします。
議 長	委 員	ほかに委員の皆さんから、何かありませんか。
		[発言なし]
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。
	事務局	事務局から何かありますか。
		○ 令和3年度賃借料と農作業賃金標準額について
議 長		ほかにありませんか。
		それでは、以上をもちまして、令和2年度 第11回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
		[閉会]
	事務局長	姿勢を正してください。
		一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
